川崎市地域福祉計画概要

総論

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉の現状と課題

少子高齢化社会の進展により、福祉サービス受益者が増加し、負担者である生産年齢 人口が減少している。

また、ひきこもり、児童虐待、DV、ホームレスなど新たな社会問題への対応等、援護を必要とする人々が増加している。

一方、福祉活動の担い手は、従来の社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会及び町内会等に加え、新たにボランティア、NPO法人及び民間事業者等も加わり、地域福祉を推進している。

この様な状況を踏まえ、これまでの行政による直接的なサービス提供から、行政の役割と責任による「公助」、市民自らが、自立し、地域で連帯する、「自助」、「共助」を基本とする「市民主体の地域福祉」を推進することが必要となっている。

2 計画の性格と役割

地域で暮らす一人ひとりが、互いに違いを認め合い、健やかで安心し、自立した生活が送られるよう、「共に生き、共に手をつなぎ、活力とうるおいのある地域づくり」ために、市民と行政が「市民参画と協働」により、地域福祉の推進を目指す。

3 計画の位置づけ

今までに策定された、それぞれの福祉計画を内包するものと位置づけるとともに、新総合計画の方向性と整合性を図りながら、市の計画では、地域福祉推進の理念、目的及び方向性等を示し、区の計画では、市民に身近な地域福祉推進のための活動計画とする。

4 計画期間

計画期間は、平成16年度から平成20年度の5か年計画とし、社会情勢等の変化に対応するため、3年を目安に点検、見直しを行なう。

第2章 基本理念と基本目標

1 3つの基本理念

地域の中で、一人ひとりが違いを認め合い、

いつまでも、誰でもが生き生きと自立した生活を送ることができる 共に生き,共に手をつなぐことによって、心が通うことができる 誰でもが地域社会の一員として、社会活動に参加することができる そんな「活力とうるおいのある地域づくり」を目指す。

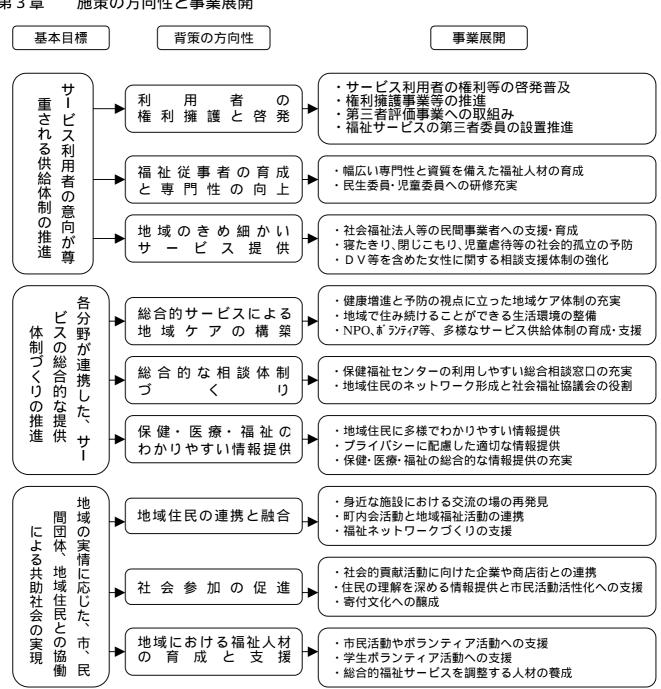
2 3つの基本目標

利用者の意向が尊重される供給体制の推進

保健、医療、福祉、教育、就労、住宅、まちづくり等の各分野との連携を図る とともに、ボランティア、NPO活動等の民間のサービスを含めた総合的な サービスの提供体制づくりの推進

地域の実情に応じた、市、民間団体、地域住民との協働による共助社会の 実現

第3章 施策の方向性と事業展開



各論

第1章 市及び区の役割り・取組み

区役所を地域福祉の主体と位置付け、市と区の役割り・取組みの分担をする。

- 1 市の役割り・取組み
 - (1) ひきこもり、DV、児童虐待、ホームレス等既存のサービスの枠組みでは対応困難 なもの、また、他分野や複数区にまたがる取組みや市を超えるニーズへの対応
 - (1) 分野を超えた総合的な福祉サービスを調整する人材の養成・確保
 - (3) 福祉サービスの適切な利用の促進
 - (4) 先駆的な区の取組みに対する支援

2 区の役割り・取組み

幅広い市民の参画と公私協働による、地域の実情、特性に応じた地域福祉を推進する。

- (1) 地域福祉の担い手である町内会、自治会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、企業、商店会、ボランティア、NPO法人等の協働・パートナーシップの構築
- (1) 区民の多様なニーズに対応する新たな取組みへの支援、自主的な福祉活動への基盤整備、コーディネーターの育成等の福祉コミュニティーづくりへの支援
- (3) 市民参画による援助を効果的に行なう、ボランティア等の非営利セクターへの支援

第2章 計画の推進体制

1 推進体制

「参画と協働」をキーワードに、行政、企業、民間団体、NPO法人、ボランティア等のあらゆる市民が、それぞれの役割を果たすことで、計画が推進される。

2 評価と進行管理

「地域福祉推進検討会議」を設置し、計画の進行状況、評価・分析を行なう。

地域福祉の推進についての基本的考え方

背景と課題

背景

経済の拡大を前提とした時代から、ゼロ成長及び縮小をも視野に入れた時代への移行。平均寿命の伸張による社会の高齢化と急速な少子化による生産年齢人口の減少傾向。それによる受益者の増加と

負担者の減少。 新たな社会問題への 対応と対象者の増加等 による福祉サービスの 多様化と拡大の傾向。 NPO等新たな地域形 成の担い手の登場。

在来型の手法の転換 個別計画による施策展 開の限界。

行政のみ、個人のみの対応の限界。

縦割り型対応に変え、 様々な制度や地域での 活動を連携の必要。

課題

市民本位の立場から 地域を基盤とした、市 民本位」利用者主体」 サービスの実現。 ・広く生活全般を見据えた。福祉でまちづくり」の 発想に基づくまちづくりの の展開。

3つの基本理念

すべての人が地域の中で健やかに安心して生活がおくれるようにその人らい1自立を支援することにより、その人の自己実現を図る」

いつまでも、誰もが生き生きと自立した生活 を送ることができる。

共に生き、共に手をつなぐことによって、心が 通うことができる。

誰もが地域社会の一員として、社会的活動に 参加することができる 活力とうるおいのある地 域づくりを目指す

3つの基本目標

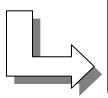
サービス利用者の意向が尊重されるような供給体制の推進を図る。

保健、医療、福祉分野はもとより教育、就労、住宅、まちづくり等各分野との連携を図るとともに、ボランティア、NPO活動等の民間サービスを含め複数のサービスを総合的に提供する体制作りを進める。

地域の実情に応じ、市と多様な民間団体や地域住民との協議による 共助社会の実現を目指す

地域福祉の推進

サービス利用者の立場に立ったサービス供給体制づくりの推進



・サービス利用者の権利等の啓発普及 権利擁護事業等の推進

・第三者評価事業への取組

・福祉サービスの第三者委員の設置推進

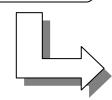
幅広い専門性と資質を備えた福祉人材の育成

・民生委員・児童委員への研修充実

・民間事業者等への支援・指導

寝たきり、閉じてもり、児童虐待等の社会的孤立の予防 DV等を含めた女性に関する相談支援体制の強化

総合的な福祉サービスの供給体制づくりの推進



健康の増進と予防の視点に立った地域ケア体制の充実・地域で住みつづけることができる生活環境の整備・NPOやボランティア等を含めた多様なサービス体制の育成・支援

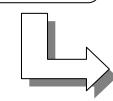
・保健福祉センターにおける利用しやすい総合相談窓口の 充実

地域住民のネットフーク形成に向けた社会福祉協議会の役割りの促進

・地域住民にとって多様で分かりやすい情報の提供・プライバシーに配慮した公的情報とそれ以外の情報の適切な提供

·保健·医療·福祉に関する総合的な情報提供の充実

市民参画と協働による 地域実情や特性に見 合った福祉の推進



・身近な施設における交流の場の再発見 町内会活動と地域福祉活動との連携 福祉ネットワークづくりのための支援 社会的貢献活動に向けた企業や商店街との連携 住民の理解を深めるための情報提供と市民活動活性化へ の支援

・モデル事業として住民の自主的・主体的な取組を募集 ・寄付文化の醸成

市民活動やボランティア活動への支援 学生のボランティア活動への支援

総合的な福祉サービスを調整できる人材の養成

自助・共助・公助のバランスのとれた地域福祉の推進